

桑名市選挙管理委員会告示第26号

令和2年11月29日執行の桑名市長選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項の規定による不在者投票の投票用紙等を交付する場所及び期間を次のとおり定めたので告示する。

令和2年11月22日

桑名市選挙管理委員会委員長 西村治生

1 場所

桑名市以外の市町村において投票しようとする者又は病院等施設において投票しようとする者

投票用紙等の交付施設	所在地
桑名市役所 3階 総務課	桑名市中央町二丁目37番地

現に当該選挙の選挙権を有しない者

（投票時点においては年齢満18年未満であるが選挙期日現在で年齢満18年以上の者）

投票用紙等の交付施設	所在地
桑名市役所 5階 中会議室	桑名市中央町二丁目37番地
桑名市多度地区市民センター 1階 ロビー	桑名市多度町多度一丁目1番地1
桑名市長島地区市民センター 1階 ロビー	桑名市長島町松ヶ島38番地

2 期間 令和2年11月23日から同年11月28日まで

3 時間 午前8時30分から午後8時まで